ドイツの民間医療保険及び 民間医療保険会社の状況(2) -2019 年結果-

中村 亮一 取締役 保険研究部 研究理事

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1―はじめに

前回のレポート「ドイツの民間医療保険及び民間医療保険会社の状況(1) -2019 年結果-」 (2021.4.9) では、以前の保険年金フォーカス「ドイツの民間医療保険及び民間医療保険会社の状況 (1)-2018年結果-」(2020.4.10) について、2019年ベースの数値に更新する形で、民間医療保険の 普及状況について報告した12。

今回のレポートでは、「ドイツの民間医療保険及び民間医療保険会社の状況(2)-2018 年結果-」 (2020.4.14) について、2019 年ベースの数値に更新する形で、民間医療保険会社の市場シェア、経 営効率及び財務面の状況について報告する。

2—民間医療保険会社の状況(1)ー市場シェアー

ここでは、民間医療保険会社の市場シェアの状況について報告する。

1 | 会社数

2019年末で46社の民間医療保険会社が存在しており、会社数では、保険会社全体の1割弱を占め る形になっている。2015年から2016年にかけて、2社が事業を停止して、新たに1社が事業を開始 している。2017年末から民間医療保険会社の数に変化はない。

¹ ドイツの医療保険制度全体の概要及びその中での民間医療保険の位置付けや各種の制度の具体的な内容等については、基 礎研レポート「ドイツの医療保険制度(1)~(3)」(2016.3.15~2016.4.18) を参照していただきたい。

² 以下の図表については、基本的には、ドイツ保険協会(GDV)の「Statistical Yearbook of German Insurance 2020」及 び民間医療保険連盟(PKV)の「Der Zahlenbericht des PKV-Verbands zum Download.2019」(ドイツ語版)からの数 値に基づいているが、両者の数値は必ずしもベースが同じにはなっていない。PKV をデータ・ソースとする GDV の資料 についても、GDV の資料に基づく、としている。また、2020年の公表資料において行われた2018年以前の数値の修正 等を反映している。

民間医療保険ー会社数の推移ー

	1980年	1980年 1990年 2000年 2010年		2015年	2018年	2019年	
医療保険会社数	51	55	55	48	47	46	46
(参考)保険会社数	809	729	659	582	539	528	530

^(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。なお、医療保険会社のうち、外資系は4社

2 | 会社形態

2018年末の46社のうち、25社が株式会社で21社が相互保険組合3である。2017年から2018年 にかけて、株式会社が1社増加し、相互保険組合が1社減少している。また、2018年における前者 と後者の保険料ベースでの市場シェアはそれぞれ 58.7%、41.3%となっている。

2000 年との比較では、株式会社及び相互保険組合ともその数は減少している。なお、保険料シェア では、株式会社がシェアを高めてきている。

民間医療保険一会社形態別一

	200	0年	201	0年	2018年		
	会社数	保険料シェア	会社数	保険料シェア	会社数	保険料シェア	
株式会社	31	53.0%	25	57.0%	25	58.7%	
相互保険組合	24	47.0%	23	43.0%	21	41.3%	

^(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

3 会社のシェア(市場の集中度)

2018年における上位会社のシェアは、保険全体の場合に比べて高く、より集中度が進んだ市場とな っている。また、外資系会社のシェアは13.9%と、保険全体の場合の16.1%に比べると低い水準とな っている。

民間医療保険-市場の集中度(2018年 グループ収入保険料ベース)-

	上位5社	上位10社	上位15社	外資系
医療保険	52.63%	76.39%	89.45%	13.9%
(参考)保険全体	43.21%	63.33%	72.70%	16.1%

^(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

4 医療保険会社

2019 年における医療保険各社の収入保険料及び被保険者数は、以下の通りで、上位 5 社の収入保険料 シェアは約5割で、7年前と比べると若干上昇している。

民間医療保険会社の収入保険	(料(2019年)	(単位:	百万ユーロ、千人)
会社名	収入保除料		被保険者数

A 11 5			被保険者数
会社名	収入保険料	シェア	(年度末)
DEBEKA KRANKEN	6,242	15.3%	4,150
DKV AG	4,904	12.0%	4,347
ALLIANZ PRIV.KV AG	3,570	8.7%	2,714
AXA KRANKEN	3,258	8.0%	1,727
SIGNAL KRANKEN	2,931	7.2%	2,539
CENTRAL KRANKEN	1,961	4.8%	1,740
BARMENIA KRANKEN	1,772	4.3%	1,292
BAYERISCHE BEAMTEN K	1,731	4.2%	1,170
CONTINENTALE KRANKEN	1,723	4.2%	1,335
HUK-COBURG KRANKEN	1,417	3.5%	1,102
合 計	40,877	100.0%	42,407

(※)BaFInの資料に基づく。「合計」は、上記以外の会社を含む全社合計

(参差)2012年

<u>(多有)2012年</u>		
収入保険料	シェア	被保険者数 (年度末)
5,084	14.3%	3,837
4,932	13.8%	4,444
3,254	9.1%	2,524
2,530	7.1%	1,535
2,089	5.9%	1,974
2,171	6.1%	1,788
1,532	4.3%	1,245
1,511	4.2%	1,068
1,443	4.0%	1,302
1,043	2.9%	925
35,639	100.0%	37,176

³ 英語の「mutual insurance association」の翻訳であるが、「共済組合」との翻訳も考えられる。

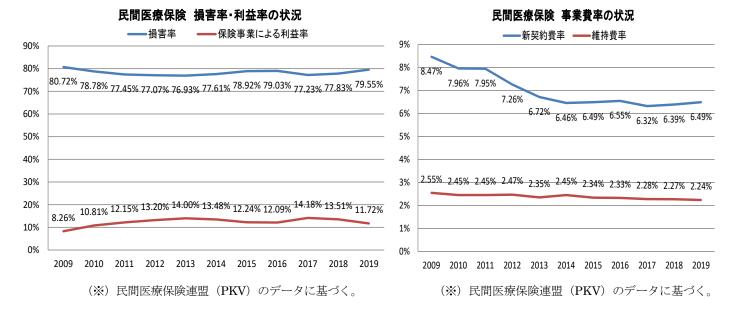
3-民間医療保険会社の状況(2)-経営効率-

ここでは、民間医療保険会社の各種の経営効率の状況について報告する。

1 損害率•収益率

保険料に対する給付額の割合を示す「損害率 (Damage ratio)」は、以下の左の図表が示すように、 事業年によって変動はあるものの、ほぼ 80%弱で安定的に推移している。

一方で、総収入に対する保険事業からの財務業績の割合を示す「保険事業による利益率(Result ratio from insurance business activity)」については、2011年以降は12%~14%程度の水準で推移している。



その性格上、医療保険制度改正の影響を受ける可能性もかなりあるが、比較的安定的な損害率や収益率を挙げてきている状況にあるといえる。

2 事業費率

事業費率を、新契約費率と維持費率4で見た場合、上記の右の図表が示すように、新契約費率は低下傾向にあったが、ここ2年は若干増加している。維持費率もここ数年はほぼ横ばいである。

このように、民間医療保険会社は、過去から事業費効率の改善化を図ってきているが、ここ数年はほぼ安定的な傾向にある。

3 資産運用効率

(1)資産構成比(運用ポートフォリオ)

民間医療保険会社の資産(投資ポートフォリオ)の推移は、次ページの図表の通りであり、2019年末で302.2 十億ユーロとなっている。2018年末に比較して4.9%の増加で、この水準は、生命保険会社の3.8%、損害保険会社の4.4%に比較して高い。

⁴ 新契約費には、ブローカーへの手数料を含む保険契約締結時に発生する全ての経費が含まれる。維持費には、保険契約の維持管理に関わる全ての経費が含まれるが、新契約費と給付金支払手数料等のサービス処理に伴う経費は含まれない。



ーッセノ其磁斑空形

民間医療保険会社の資産の推移

(単位:十億ユーロ)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
資産	233.2	246.9	260.7	273.0	288.0	302.2	
(増加率)	(6.6%)	(5.9%)	(5.6%)	(4.7%)	(5.5%)	(4.9%)	

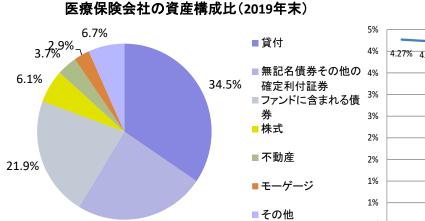
(※)ドイツ保険協会(GDV)の資料に基づく。

その資産の構成比は、貸付が34.5%、無記名債券その他の確定利付証券が24.2%、ファンドに含まれる債券が21.9%で、その他の債券等を含めて8割以上が金利資産となっている。また、株式の構成比は6.1%となっている。

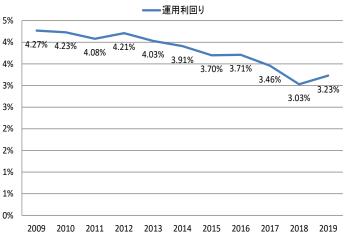
(2)運用利回り

昨今の低金利環境を反映して、運用利回りは低下してきていたが、2019 年は 3.23%と若干反転している。 ただし、引き続き最高予定利率の 3.5%を下回っている。

なお、2019 年末の正味の含み損益は 520 億ユーロで、資産の 17% (2018 年末は 21%) に相当している。







(※) ドイツ保険協会 (GDV) のデータに基づく。

24.2%

(※) 民間医療保険連盟 (PKV) のデータに基づく。

4 | その他の重要指標

民間医療保険連盟の資料によれば、上記に加えて、例えば、以下の比率が重要指標として掲げられている。ここに、RfB (Rückstellung für Beitragsrückerstattung: Provision for bonuses and rebates) は、将来の保険料軽減等に使用されるための準備金である。

「リファイナンス比率(Refinancing[RfB] ratio)」は、RfBを総収入(earned gross revenues)で除して得られる比率であり、会社が将来において保険料水準の軽減を提供するための追加ファンドの余地を示している。

「リファイナンス充当比率(Refinancing[RfB] appropriation ratio)」は、RfB の特別ファンドを総収入で除して得られる比率で、リファイナンス充当金のうちのどの程度が、将来において、保険料水準の軽減や現金償還を提供するための手段のファイナンスに使用されるのかを示している。

「リファイナンス解約比率 (Refinancing[RfB] withdrawal ratios)」は、現金償還と一時金償還の2つの指標に区分され、それぞれ RfB からの全体の償還のうちの現金及び一時金での償還の割合を示してい

る。

「準備金比率(Provision ratio)」は、総収入のうちのどの程度が老齢化のための準備金(老齢化準備金、 保険料払戻準備金、保険監督法第150条第4項に従う保険料への使用)に繰り入れられているのかの割合 を示している。

これらの重要指標の過去からの推移は、以下の通りとなっている。

民間医療保険のその他重要指標の推移

(単位:%)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
リファイナンス比率	26.11	29.03	33.27	36.87	42.29	39.95	42.08	39.40	38.88	36.50
リファイナンス充当比率	10.30	11.07	12.92	12.77	13.45	10.56	11.15	12.50	9.99	10.54
リファイナンス解約比率(現金)	67.45	47.89	53.61	59.11	50.69	71.72	59.21	74.23	66.71	73.05
リファイナンス解約比率(一時金)	32.55	52.11	46.39	40.89	49.31	28.28	40.79	25.77	33.29	26.95
準備金比率	40.21	40.50	42.95	42.12	43.24	39.11	39.90	39.39	35.68	35.95

^(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

4—民間医療保険会社の状況(3)ー財務面ー

この章では、ドイツの保険監督当局の BaFin の Annual Report 2019 等に基づいて、民間医療保険会 社の財務面の状況について報告する。

1 | 老齢化積立金の積立状況

民間医療保険連盟全社の総負債・資本 308,653 百万ユーロのうち、老齢化積立金が 274,015 百万ユーロ で88.8%を占めている。

その他では、支払備金が 7.545 百万ユーロ(2.4%)、保険料返還等のための準備金(RfB)が 15.397 百万 ユーロ(5.0%)となっており、資本は 7,476 百万ユーロ(2.4%)となっている。

民間医療保険会社の総負債・資本構成(2019年末)

(単位:百万ユーロ)

	老齢化積立金	支払備金	RfB	資本	総負債•資本
金額	274,015	7,545	15,397	7,476	308,653
(構成比)	(88.8%)	(2.4%)	(5.0%)	(2.4%)	(100.0%)

^(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

このうち、老齢化積立金の積立額及びその給付額に対する比率の推移は、以下の通りとなっている。

高齢化を反映する形で、毎年比率が上昇してきている。2019年末では、9.12年分の給付金額に相当する 老齢化積立金が積み立てられている状況にある。

民間医療保険会社の老齢化積立金の積立状況の推移

(単位:百万ユーロ、%)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
①老齢化積立金	158,005	169,427	181,616	194,011	206,193	220,083	232,719	247,206	260,058	274,015
②給付額	21,916	22,774	23,287	24,349	24,791	25,908	26,592	27,205	28,580	30,052
3 1/2	7.21	7.44	7.80	7.97	8.32	8.49	8.75	9.09	9.10	(9.12)

^(※)民間医療保険連盟の資料に基づく。

2 | ソルベンシーの状況

ソルベンシー Π が 2016 年 1 月 1 日に施行されて以来、ソルベンシー I は保険監督法第 211 条の意 味の範囲内で小規模な保険会社としての資格を有する 6 つの医療保険会社にのみ適用されてきた。6 つの全ての会社が2019年12月31日時点でそれらに適用されるソルベンシー規則を遵守することを

示した。

残りの40の医療保険会社は、2019年末現在、ソルベンシーII報告義務の対象となっている。これらの医療保険会社の大多数は、SCR(Solvency Capital Requirement:ソルベンシー資本要件)の計算に標準式を適用している。4つの会社は、部分的又は完全な内部モデルを使用している。どの会社も、USP(Undertakings Specific Parameter:会社固有のパラメータ)を使用しなかった。

40 の民間医療保険会社のうち、1社が VA (Volatility Adjustment:ボラティリティ調整)と TTP (Transitional on the Technical Provision:技術的準備金に関する移行措置)を適用し、4 社が VA のみを適用し、1 社が TTP のみを適用した。TRFR (Transitional on the Risk-Free Rate:リスクフリー金利の移行措置)を適用した会社はなかった。また、移行措置の適用無しでは SCR を満たせない会社は改善計画の提出が求められるが、そのような会社は無かった。

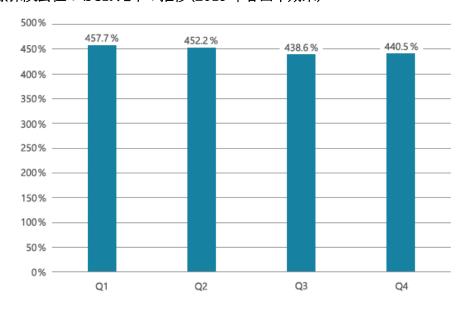
全ての会社が、2019 年 12 月 31 日現在及び 2019 年の全ての四半期報告日において、SCR の十分なカバレッジを超えていることを実証した。

2019 年 12 月 31 日の SCR のカバレッジ比率は 440.5%だった。カバレッジ比率の変動は、主に金利環境及び自己資本、特に余剰資金の変化によって引き起こされる。

2019 年 12 月 31 日現在、中間報告義務の対象となっている全ての民間医療保険会社のセクター別 SCR は 65 億ユーロであった。医療保険会社は主に市場リスクにさらされている。これは、前年度末に、標準式使用者に対する必要資本の約 81%を占めていた。当時の所要自己資本の約 41%は、医療保険の引受リスクに関連していた。

2019年12月31日現在、医療保険会社に対する適格自己資本は、約287億ユーロであった。医療保険会社は、自己資本の大部分を調整準備金に計上している。前年度末の割合は約3分の2だった。 余剰資金は、自己資本のもう1つの主要構成要素であり、3分の1弱を占めている。帰属発行プレミアムを含む株式資本などのその他の自己資本項目は比較的重要ではなかった。

(参考)医療保険会社の SCR 比率の推移(2019 年各四半期末)



3 将来収支予測

BaFin はまた、2019 年に、資本市場における不利な進展が業績及び金融の安定性に与える影響を シミュレートするために、医療保険会社向けの予測テストを実施している。

老齢化積立金を設定する必要がない短期商品のみを提供している 7 社・を除く 39 の医療保険会社が、 2019年9月30日の基準日時点で将来収支予測を行っている。これは、医療保険会社の低金利による中期 的影響を調べることに焦点を当てて行われた。この目的のために、BaFin は、各シナリオが異なる不利な 資本市場シナリオの下で、2019 年及びその後の 4 年間の HGB(商法)に準拠した予測財務業績に関 するデータを収集した。あるシナリオでは、BaFin は、新規投資及び再投資は、0.5%のリターンの 固定金利証券でのみ行われると仮定した。2 番目のシナリオでは、医療保険会社は、個々の会社計画 に従って新規投資と再投資をシミュレートできる。

全体的な結論は、持続的な低金利環境でさえ経済的観点から医療保険会社にとって容認できるだろ うということであった。予想されたように、生成されたデータは、低金利シナリオでは新規投資と再 投資に付随するリスクが発生し続け、投資収益が減少することを示している。これは、保険料調整に よって数理計算上の割引率を徐々に引き下げる必要があることを示している。

4 | ACIR と技術的金利

医療保険会社は、ACIR(Actuarial corporate interest rate:保険数理上の会社金利)に基づいて技術 的金利を決定する。

(生命保険と同様のテクニックを使用して運営される)SLT 医療保険のビジネスモデルは、保険料率に基 づいており、保険料率が適切かどうかを確認するために毎年見直す必要がある。これには、保険料の計算の 基礎となる全ての前提、特に投資の純利益の進展に関連する前提の調査が含まれる。保険会社は、ドイツア クチュアリー協会(DAV)によって開発された ACIR に基づいて、この進展と安全マージンを推定する。保険 会社は毎年 ACIR を BaFin に報告する必要がある。これにより、保険料の調整が必要な場合に、既存の保 険料の技術的金利を引き下げる必要があるかどうかが決まる。

2019 年に計算された ACIR の数値は、セクター全体でドイツの医療保険監督規則に規定されている最高 技術的金利 3.5%を下回っている。低金利環境が続いている結果、ACIR の数値は前年に比べて再び低下 している。したがって、殆どの場合、保険会社は、保険料率の目的で使用される関連する技術的金利をさら に引き下げる必要がある。ACIR ガイドラインには、この目的のための手順が含まれており、保険数理調整に 関与する責任アクチュアリー及び保険数理管財人が、検討中の特定の事業体に適切で信頼できる技術的金 利を決定できるようにする。

被保険者の約 61%が、2020 年にペンディングの包括的医療保険の保険料調整の影響を受ける。このセ クターの平均保険料調整額は約 5.1%である。医療保険会社は、保険料の増加を制限するために、合計約 20 億ユーロの配当準備金を使用した。

⁵ ある損害保険会社は、主に非 SLT 医療保険(損害保険と同様の技術的基準で運営されている医療保険)を提供しており、 医療保険会社の予測に含まれている。



5-まとめ

以上、ドイツにおける民間医療保険及び民間医療保険会社の状況について、2019年数値に基づいて、 2回のレポートで報告してきた。

ドイツの生命保険会社は、長期の貯蓄性商品を保証利率付で販売してきたことから、低金利環境の 継続で、販売面でも財務面でもかなり厳しい運営を迫られている状況にあった。それに比べると、医 療保険会社の状況は、これまで相対的に大きな問題として捉えられている状況にはなかった。

これは、医療保険会社の場合には、利率に比べて、保険事故発生率による影響がより大きな意味合 いを有していたことが関係していた。ただし、代替医療保険等は終身保障で提供されていることから、 金利環境に基づく割引率の影響が、特に昨今の低金利環境の継続によって、かなり大きなものとなっ てきていた。こうした状況下で、2020年には、多くの被保険者が保険料調整の影響を受ける形になっ ている。

こうしたドイツにおける民間医療保険及び民間医療保険会社の状況については、公的医療保険制度 の改定等の動向と併せて、同じように超低金利環境下にある日本においても参考になるものがあると 思われることから、その動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上